

茨木市障害児通所給付決定事務について

I はじめに

第1 目的

「茨木市障害児通所給付決定事務について（以下「給付決定事務要領」という。）」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく障害児通所給付費の支給決定（以下「通所給付決定」という。）を公平かつ適正に行うため、支給における要否や支給量の目安について考え方を定めるものです。

また、給付決定事務要領中、特段の定めがない場合は、こども家庭庁の通知等又は「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に準ずるものとしします。

第2 用語の定義

- 1 「障害児通所支援」とは、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。（法第6条の2の2）
- 2 障害児通所給付費（特例障害児通所給付費）の支給は、次に掲げる障害児通所支援に関して支給する給付とする。（法第21条の5の2）
 - ①児童発達支援（治療に係るものを除く。）
 - ②放課後等デイサービス
 - ③居宅訪問型児童発達支援
 - ④保育所等訪問支援

第3 通所給付決定事務に関する法的根拠

（児童福祉法）

- 第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。
- 2 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、児童相談所その他内閣府令で定める機関（次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができる。
 - 3 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。
 - 4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。

- 5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、内閣府令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて内閣府令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。
 - 6 市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があった場合には、第1項の内閣府令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。
 - 7 市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として内閣府令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。
 - 8 通所給付決定は、内閣府令で定める期間（以下「通所給付決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。
 - 9 市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、内閣府令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の内閣府令で定める事項を記載した通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付しなければならない。
- 10～14 （略）

Ⅱ 通所給付決定の概要

第1 通所給付決定の性質

通所給付決定は、障害のある児童の保護者から申請された種類の障害児通所支援の利用について公費で助成することの要否を判断するものです。特定の事業者からサービス提供を受けるべき旨を決定するものではありません。

第2 対象となる児童

身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。（法第4条第2項）

第3 通所給付決定の対象となる児童であることの確認

通所給付決定の対象となる児童であるかを、以下の書類等により確認します。

- ① 障害者手帳（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳）
- ② 特別児童扶養手当等の受給証明書類
～手帳等を有していない場合～

療育を必要とする内容が記載された、過去1年以内の

③ 児童の発達についての診察が可能な医師の診断書（診断名に疑い等の記載がないもの。以下「医師の診断書」という。）又は意見書（以下「医師の意見書」という。）

④ 発達検査の結果（以下「発達検査の結果」という。）※等

※発達検査の結果の数値がすべての領域において生活年齢を上回っている場合は「医師の診断書」や「医師の意見書」の提出が必要です。

第4 障害児通所支援の内容及び対象者

種類	内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援を行う	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童 例）・乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ・保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて専門的な支援を受ける必要があると認められた児童
	上記に併せて治療を行う	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の必要な支援を行う	人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態、重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童
保育所等訪問	保育所等を訪問し、対象児童以外	保育所、幼稚園、小学校等の集団生

支援	の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う	活を営む施設に通う児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童
----	-------------------------------------	--

第5 通所給付決定の流れ

- (1) 支給申請の受付
- (2) 障害児支援利用計画案の提出依頼
- (3) 調査

市は、支給申請があったときは、障害のある児童又は保護者と面接をし、心身の状況、置かれている環境その他内閣府令で定める事項について調査を行うとともに、利用に関する意向を聴き取ります。必要に応じて、医師の診断書や意見書、発達検査の結果等の提出をお願いする場合や、児童の状態をよく知っている家族、事業所職員等からも聴き取りを行う場合があります。

- (4) 障害児支援利用計画案の確認

特に居宅訪問型児童発達支援の利用にあたっては、指定障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案が必要です。

- (5) 児童相談所等の意見聴取（必要に応じて）
- (6) 通所支援要否等の決定

通所給付決定の勘案事項（下記第6参照）、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否及び支給量を決定します。

第6 通所給付決定の際の勘案事項（法施行規則第18条の10）

1 児童の障害の種類及び程度その他の心身の状況

障害者手帳に記載されている障害の状況（手帳を所持されていない場合は、医師の診断書や服薬状況、発達検査の結果等）を確認することを前提とした上で、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案します。

また、介護の必要性や障害の程度の把握のために、5領域20項目の調査【別紙】（医療的ケア児については加えて調査する場合あり）を行います。

2 児童の介護を行う者の状況

保護者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、入所による支援が適当か、通所による支援が適当か等を判断します。また、児童の状態は、保護者の状態や養育環境も含めた環境による影響も大きいことから、支援の必要性を判断する上で、保護者の子育てで抱えている精神的な負担、これに対する支援の状況、家庭と地域のコミュニティや社会資源とのつながり等、家庭の状況も丁寧に把握します。

3 児童の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

4 児童の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況

5 児童の保護者に関する介護給付費等の受給の状況

6 児童に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、通所給付決定により障害のある児童が全体としてどのような支援を受けながら生活することになるのかを把握した上で、通所給付決定を行います。

また、支給の要否や支給量については、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の観点から、地域における保育所等の一般施策での受入体制等も踏まえた上で、通所給付決定を行います。

7 児童又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容

保護者が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、通所による支援が適当か等を判断します。

8 児童の置かれている環境

当該児童が住んでいる住宅の立地や交通手段の状況を勘案します。

9 障害児通所支援の提供体制の整備の状況

保護者からの利用予定事業者の聴き取りのほか、障害の種類や程度に応じたサービスを利用できるかを考慮します。

第7 支給量を定める単位と定め方

1 障害児通所支援の種類ごとに月当たりの日数で定めます。

2 勘案事項を踏まえて、適切な一月あたりの利用必要（見込み）日数を定めます。全ての児童について一律の日数を定めるのではなく、個々の児童及び家族の支援ニーズを踏まえ、それぞれの状況に応じて個別かつ適切に定めます。複数のサービスを組み合わせる場合は、合わせた支給量が適切な量となるようにします。

3 支給決定量は、週あたりの利用回数に基づき、下表を目安とします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量（月）	5日	10日	14日	19日	23日

4 支給期間はいずれも1か月から1年までの期間です。

5 サービス種類ごとに支給量等を設定します。支給量の変更（増加）申請にあたっては、その都度勘案を行います。

種類	支給量の目安と上限支給量
児童発達支援	1 集団療育及び個別療育の必要性の観点のもと、児童の日常生活の変化を考慮の上週1回利用を入り口とし、月10日まで

	<p>を目安に、必要に応じて支給量を検討し、決定します。</p> <p>2 療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持又は医師の診断書が確認できる場合、月10日までは申請の都度の詳細な調査は行いません。</p> <p>3 毎日通所の事業所利用の場合、上限支給量は月22日です。</p>
児童発達支援に併せて治療を行う支援	<p>4 肢体不自由児に対して、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援の必要性の観点のもと、児童の日常生活の変化を考慮の上週1回利用を入り口とし、必要に応じて支給量を検討し、決定します。</p> <p>5 4に該当する場合、上限支給量は月23日です。</p>
放課後等デイサービス	<p>1 授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等の支援の必要性の観点のもと、児童の日常生活の変化を考慮の上週1回利用を入り口とし、必要に応じて支給量を検討し、決定します。</p> <p>2 療育手帳B2もしくは精神障害者保健福祉手帳3級を所持又は医師の診断書が確認できる場合、月10日までは申請の都度の詳細な調査は行いません。</p> <p>3 医師の意見書又は発達検査の結果が確認でき、かつ5領域20項目の調査項目中「2 感覚・運動」を除く各領域において判断項目②以上（※）が1項目以上ある場合、月10日まではそれ以上の詳細な調査は行いません。</p> <p>（※）判断項目のうち1項目は必ず③以上に該当</p> <p>4 療育手帳B1又は精神障害者保健福祉手帳2級を所持の場合、月14日までは申請の都度の詳細な調査は行いません。</p> <p>5 医師の診断書が確認でき、かつ5領域20項目の調査項目中「2 感覚・運動」を除く各領域において判断項目③以上（※）が1項目以上ある場合、月14日まではそれ以上の詳細な調査は行いません。</p> <p>（※）判断項目のうち1項目は必ず④に該当</p> <p>6 療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持の場合、月19日までは申請の都度の詳細な調査は行いません。</p> <p>7 長期休暇（春・夏・冬期）に限り、申請により利用日数の増加ができます。</p> <p>8 上限支給量は月23日です。</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>1 重度の障害の状態等にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービス（通所型支援）を受けるために外出することが著し</p>

	<p>く困難な状況に応じて、児童の体調を考慮の上週1回利用を 入り口とし、月10日までを目安に支給量を検討し、決定しま す。</p> <p>2 通所型支援等への移行日数に応じて支給量を調整します。</p>
保育所等訪問支援	<p>1 保育所や小学校等に通う児童であって、その施設で専門的な 支援が必要な状況に応じて支給量を検討し、決定します。</p> <p>2 上限支給量は原則月2日です。</p>

III 留意事項（※）

障害のある児童本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、障害児通所給
付費等の通所給付決定にあたっては、以下について留意し、適切な運用に努めます。

- 1 児童の心身の状況に応じ、児童の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な
技術をもって支援を行う障害児通所支援の給付決定にあたっては、障害のある児童本
人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点か
ら、支給の要否及び必要な支給量について適切に判断し、決定します。
- 2 主として障害のある児童の家族の就労支援又は障害のある児童を日常的に介護して
いる家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日帰りショート
ステイ等他のサービスの案内を行います。
- 3 障害のある児童についても、本人や保護者の希望を踏まえながら、保育所、学童保育
室等の一般施策を利用（併行利用を含む。）する機会が確保されるよう、例えば、子育
て支援担当部門と連携し、一般施策の受入体制等について、保護者へ情報提供を行うと
ともに、必要に応じて子育て支援担当部門につなぐといった対応や保育所等訪問支援
の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めます。
- 4 サービスの利用継続の必要性については、インクルージョンの観点を踏まえ、地域の
保育所、学童保育室等の一般施策の利用（併行利用を含む。）の可能性も含め、改めて
その必要性を判断します。

IV その他

この給付決定事務要領は、法令の改正や地方自治法の規定に基づく技術的な助言等の
通知内容その他必要に応じて見直すものとします。

令和6年8月改訂

調査項目(5領域20項目)

領域	項目	手引き頁	判断項目				
1 健康・生活	(1)食事	1	① 一人で食べることができる	② 見守りや声かけがあれば食べることができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
	(2)排せつ	2	① 一人でトイレに移動して排せつすることができる	② 見守りや声かけがあればトイレに移動して排せつすることができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
	(3)入浴	3	① 一人で入浴することができる	② 見守りや声かけがあれば入浴することができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
	(4)衣類の着脱	4	① 一人で衣類の着脱ができる	② 見守りや声かけがあれば衣類の着脱ができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
2 感覚・運動	(5)感覚器官(聞こえ)	5	① 特に問題がなく聞こえる	② 補聴器などの補助装置があれば聞こえる	③ 聞き取りにくい音がある/過敏等で補助装置が必要である	④ 音や声を聞き取ることが難しい	
	(6)感覚器官(口腔機能)	6	① 噛んで飲み込むことができる	② 柔らかい食べ物を押しつぶして食べることができる	③ 介助があれば口を開き、口を閉じて飲み込むことができる	④ 哺乳瓶などを使用している/口から食べることが難しい	
	(7)姿勢の保持(座る)	7	① 一人で座り、手を使って遊ぶことができる	② 手で支えて座ることができる	③ 身体の一部を支えると座ることができる	④ 座るために全身を支える必要がある	
	(8)運動の基本技能(目と足の協応)	8	① ケンケンが3回以上できる	② 交互に足を出して階段を昇り・降りできる	③ 両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる	④ 階段は同じ足を先に出して昇る	⑤ どの動きも難しい
	(9)運動の基本的技能(移動)	9	① 一人で歩くことができる	② 一人で歩くことはできるが近くでの見守りが必要である	③ 一人で歩くことができるが、手をつなぐなどのサポートや杖・保護帽などの補助具が必要	④ 一人で歩くことが難しい	
3 認知・行動	(10)危険回避行動	10	① 自発的に危険を回避することができる	② 声かけ等があれば危機を回避することができる	③ 危険を回避するためには、支援者の介入が必要である		
	(11)注意力	11	① 集中して取り組むことができる	② 部分的に集中して取り組むことができる	③ 集中して取り組むことが難しい		
	(12)見通し(予測理解)	12	① 見通しを立てて行動することができる	② 声かけがあれば見通しを立てて行動することができる	③ 視覚的な情報があれば行動することができる	④ その他の工夫が必要	
	(13)見通し(急な変化対応)	13	① 急な予定変更でも問題ない	② 声かけがあれば対応できる	③ 視覚的な手掛かりがあれば対応できる	④ その他の工夫やサポートが必要	
	(14)その他	14	① 乱暴な言動はほとんどみられない	② 乱暴な言動がみられるが、対処方法がある	③ 乱暴な言動がみられ、対処方法も特でない		
4 言語・コミュニケーション	(15)2項関係(人対人)	15	① 目が合い、微笑むことや、嬉しそう表情をみせる	② 訴えている(要求する)時は目が合う	③ あまり目が合わない/合っても持続しない	④ ほとんど目が合わない	
	(16)表出(意思の表出)	16	① 言葉を使って伝えることができる	② 身振りで伝えることができる	③ 泣いたり怒ったりして伝える	④ 意思表示が難しい	
	(17)読み書き	17	① 支援が不要	② 支援が必要な場合がある	③ 常に支援が必要		
5 人間関係・社会性	(18)人との関わり(他者への関心興味)	18	① 自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する	② ごく限られた人であれば反応する	③ 自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある	④ 過剰に反応する、または全く反応しない	
	(19)遊びや活動(トラブル頻度)	19	① ほとんどないか、あっても自分たちで解決できる	② トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる	③ 支援があっても、解決できる場面とできない場面がある	④ トラブルが頻繁に起き、解決することも難しい	
	(20)集団への参加(集団参加状況)	20	① 指示やルールを理解して最初から最後まで参加できる	② 興味がある内容であれば部分的に参加できる	③ 支援があればその場にはいられる	④ 参加することが難しい	

以下、中学生・高校生のみ対象

領域	項目	頁	判断項目			
コミュニケーション	(21)コミュニケーション(言葉遣い)	21	① 適切な言葉遣いや態度で表現することができる	② 時折、適切な言葉遣いや態度で表現することができる	③ ほとんど適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい	④ 適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい
	(22)コミュニケーション(やり取り)	22	① やり取りをすることができる	② 配慮があればやり取りができる/やり取りをしようとする	③ やり取りをすることが難しい	
	(23)コミュニケーション(集団適応力)	23	① 参加することができる	② たまに参加することができる	③ ほとんど参加することがない	④ 参加することが難しい